

一利用(五日市保管契約遊漁船を含む)は「フィッシングステーション」の名称で当社の自主事業と位置づけ、会員はこれに協力するものとする。

本会の会員は、本規約に同意し、管理者に使用許可(加盟)を承認された「遊漁船事業者」とする。

第2条(加盟・更新の条件)

加盟基準: 加盟規約及び使用規則の遵守の宣言(契約)ができること。

規約・規則を遵守すること。過去、当社に対し保管料等の支払滞納のないこと。

会員(加盟)の承認は管理者が決定する。

安全講習への参加: 管理者が実施する「安全・マナー講習会」等に年1回以上出席すること。不参加の場合は利用許可を取り消すことがある。

正当な理由なく講習を欠席した場合は、一時的な利用停止措置をとることがある。

保険加入の義務: 有効な船舶保険(対人・対物賠償責任保険)に加入し、証券の写しを提出すること。

欠格事由: 過去に管理者に対し利用料の滞納がある、または管理者が不相当と判断した場合は加盟できません。

第3条(関係規則の遵守)

会員は、本規約に加え、広島県漁港管理条例、海上衝突予防法等海事法令、および管理者の指示を厳守しなければならない。

第4条(運用ルール・禁止事項)

離発着: 港内速度5knot以下を厳守。指定の係船場所・時間を守ること

(ビジター遊漁船1時間以内、五日市FA陸上保管艇4日間以内)。

待機: 満船時は「五日市PBS横」で待機し、他船を妨げないこと。

駐車場・誘導: 指定区画に駐車し、外から見えるようにダッシュボードに船名を掲示すること。乗客の誘導は船長が責任を持って行い、指定場所以外での待機をさせないこと。

施設利用: 魚の分配・処理の禁止。ゴミの持ち帰りを徹底すること。ビジター利用の場合は水道利用は帰港時の短時間(20分以内)に限る。指定給油施設以外の施設内の給油は禁止する。

マナー: 大声、口論、挨拶無視等の迷惑行為の禁止。棧橋への私物放置禁止。他の保管艇への接触を禁止する。

緊急の安全確保以外の施設内におけるスピーカーの使用を禁止する。

乗客の管理: 船長は、本規定についてのルール・マナーを乗客に徹底させる責任がある。

第5条(利用料金および精算)

所定の航海簿を翌月の利用施設の稼働日3日までに提出し、利用料金を清算すること。

第6条(免責・賠償)

施設内・航行中の事故や盗難について、管理者は一切の責任を負いません。

施設や他艇に損害を与えた場合は、会員の責任と負担において賠償するものとします。

第7条(加盟取消、除名)

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者の判断により加盟を取り消し、即時退会とする。

- (1) 本規約または関係法令に違反し、注意を受けても改善されないとき。
- (2) 利用料を滞納したとき。
- (3) 管理者や第三者との間に係争(弁護士受任等)が生じ、円滑な運営を妨げるとき。
- (4) 遊漁船登録の抹消、または団体の目的を著しく損なう行為があったとき。

第8条(規約の改正)

管理者は、必要に応じて本規約を変更できる。変更内容は管理事務所への掲示または書面にて会員に通知した時点で効力を生じる。